

2008年 3月 10日

政務調査費 改正条例に

「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル 6F 弁護士法人リブレ内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

自由民主党愛知県議員団 御中

1. 会計帳簿の写しの議長への提出を求めます

貴会派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「収支報告書を提出するときは、政務調査費による支出のうち、1件30,000円以上の支出（人件費に係るものを除く。）に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。」との記載がありました。

まずもって、1件30,000円以上の支出に限定する趣旨が不明です。これが「領収書全面公開」となった場合に取り扱う領収書数が膨大となることを懸念された趣旨であれば、会計帳簿の写しを議長に提出し、会計帳簿の記載上、必要な領収証の公開請求があった場合には、各会派が該当する領収証の写しを議長に提出する、とすれば、領収証の枚数の問題は容易に解決するはずです。なお、会計帳簿は各議員ご承知の通り、「愛知県議会における会派に対する政務調査費の交付に関する規程」第8条で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっておりますから、実現は容易です。

会計帳簿の写しの提出をすることで、容易に透明性の確保と事務手数料の軽減化が解決できるにもかかわらず、会計帳簿の写しの提出をあえて拒否されるとすれば、その理由は、事務量が膨大であることを口実とした情報隠しに他ならないと考えます。会計帳簿には、領収証に記載された以上の政務調査活動の内容にかかわる情報が含まれていることを懸念されるとすれば、かかる情報こそ、愛知県情報公開条例で対処されるべきものと考えます。愛知県の公文書については知事部局だろうと県警文書だろうと公開基準は愛知県情報公開条例の定めるところによることが、愛知県のルールです。政務調査費文書も公文書として、等しく条例の対象とする態度こそ、議会、議員のとるべき途です。条例制定権限に基づいて、情報公開条例を策定しながら、ご自身にかかわる政務調査費文書に関しては条例の埒外に置くような判断は、法の下の平等にも違反し、裁判所の判断による正義を否定されるものに他なりません。

以上のことから、条例案には、会計帳簿の添付は明記されておりませんが、早急に会計帳簿の添付を加えられるよう、求めます。

2. 使途基準案策定過程の透明化を求めます。

使途基準案について、2007年12月10日に議会運営委員会から議長充てに答申がなされた、と聞き及んでおります。しかし、そもそも答申案は非公開の議会運営委員会理事会の作業部会で議論され、答申の内容についてさえ情報公開請求しないと市民が見ることができないという、全くの秘密裏に行われてきました。各種報道では、「会議を伴う会食は、会議と一体性・必然性を持つものに限り、限度額は1人1万円」「宿泊費は朝食・夕食を含んだ実費とし、上限は設けない」「自動車リース料は年間80万円が上限」など、とうてい市民が納得できないものが含まれておりますが、このような答申が出たのは市民、県民不在で決められたためと考えられます。しかし、政務調査費の使途については今や政治的に大きな争点となっており、市民、県民の意見抜きに適正支出の理解は得られない状況にあります。

そこで、早急に使途基準案策定過程を透明化され、議論の過程を市民、県民が知ることができるよう、改善を強く求めます。

本件の担当：新海・内田

2008年 3月 10日

政務調査費 改正条例に

「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F 弁護士法人リブレ内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

公明党愛知県議員団 御中

1. 会計帳簿の写しの議長への提出を求めます

貴会派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「収支報告書を提出するときは、政務調査費による支出のうち、1件30,000円以上の支出（人件費に係るものを除く。）に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。」との記載がありました。

まずもって、1件30,000円以上の支出に限定する趣旨が不明です。これが「領収書全面公開」となった場合に取り扱う領収書数が膨大となることを懸念された趣旨であれば、会計帳簿の写しを議長に提出し、会計帳簿の記載上、必要な領収証の公開請求があった場合には、各会派が該当する領収証の写しを議長に提出する、とすれば、領収証の枚数の問題は容易に解決するはずです。なお、会計帳簿は各議員ご承知の通り、「愛知県議会における会派に対する政務調査費の交付に関する規程」第8条で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっておりますから、実現は容易です。

会計帳簿の写しの提出をすることで、容易に透明性の確保と事務手数料の軽減化が解決できるにもかかわらず、会計帳簿の写しの提出をあえて拒否されるとすれば、その理由は、事務量が膨大であることを口実とした情報隠しに他ならないと考えます。会計帳簿には、領収証に記載された以上の政務調査活動の内容にかかわる情報が含まれていることを懸念されるとすれば、かかる情報こそ、愛知県情報公開条例で対処されるべきものと考えます。愛知県の公文書については知事部局だろうと県警文書だろうと公開基準は愛知県情報公開条例の定めるところによることが、愛知県のルールです。政務調査費文書も公文書として、等しく条例の対象とする態度こそ、議会、議員のとるべき途です。条例制定権限に基づいて、情報公開条例を策定しながら、ご自身にかかわる政務調査費文書に関しては条例の埒外に置くような判断は、法の下の平等にも違反し、裁判所の判断による正義を否定されるものに他なりません。

以上のことから、条例案には、会計帳簿の添付は明記されておりませんが、早急に会計帳簿の添付を加えられるよう、求めます。

2. 使途基準案策定過程の透明化を求めます。

使途基準案について、2007年12月10日に議会運営委員会から議長充てに答申がなされた、と聞き及んでおります。しかし、そもそも答申案は非公開の議会運営委員会理事会の作業部会で議論され、答申の内容についてさえ情報公開請求しないと市民が見ることができないという、全くの秘密裏に行われてきました。各種報道では、「会議を伴う会食は、会議と一体性・必然性を持つものに限り、限度額は1人1万円」「宿泊費は朝食・夕食を含んだ実費とし、上限は設けない」「自動車リース料は年間80万円が上限」など、とうてい市民が納得できないものが含まれておりますが、このような答申が出たのは市民、県民不在で決められたためと考えられます。しかし、政務調査費の使途については今や政治的に大きな争点となっており、市民、県民の意見抜きに適正支出の理解は得られない状況にあります。

そこで、早急に使途基準案策定過程を透明化され、議論の過程を市民、県民が知ることができるよう、改善を強く求めます。

本件の担当：新海・内田

2008年 3月 10日

政務調査費 改正条例に

「会計帳簿」の写しの提出義務を

名古屋市民オンブズマン

代表 税理士 倉橋克実

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6F 弁護士法人リブレ内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

民主党愛知県議員団 御中

1. 会計帳簿の写しの議長への提出を求めます

貴会派は、政務調査費の透明化を図るべく、今議会で政務調査費条例の一部を改正する条例を提案しておられます。これを拝見したところ、「収支報告書を提出するときは、政務調査費による支出のうち、1件30,000円以上の支出（人件費に係るものを除く。）に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。」との記載がありました。

まずもって、1件30,000円以上の支出に限定する趣旨が不明です。これが「領収書全面公開」となった場合に取り扱う領収書数が膨大となることを懸念された趣旨であれば、会計帳簿の写しを議長に提出し、会計帳簿の記載上、必要な領収証の公開請求があった場合には、各会派が該当する領収証の写しを議長に提出する、とすれば、領収証の枚数の問題は容易に解決するはずです。なお、会計帳簿は各議員ご承知の通り、「愛知県議会における会派に対する政務調査費の交付に関する規程」第8条で、すでに政務調査費の支出について会計帳簿を調製することとなっておりますから、実現は容易です。

会計帳簿の写しの提出をすることで、容易に透明性の確保と事務手数料の軽減化が解決できるにもかかわらず、会計帳簿の写しの提出をあえて拒否されるとすれば、その理由は、事務量が膨大であることを口実とした情報隠しに他ならないと考えます。会計帳簿には、領収証に記載された以上の政務調査活動の内容にかかわる情報が含まれていることを懸念されるとすれば、かかる情報こそ、愛知県情報公開条例で対処されるべきものと考えます。愛知県の公文書については知事部局だろうと県警文書だろうと公開基準は愛知県情報公開条例の定めるところによることが、愛知県のルールです。政務調査費文書も公文書として、等しく条例の対象とする態度こそ、議会、議員のとるべき途です。条例制定権限に基づいて、情報公開条例を策定しながら、ご自身にかかわる政務調査費文書に関しては条例の埒外に置くような判断は、法の下の平等にも違反し、裁判所の判断による正義を否定されるものに他なりません。

以上のことから、条例案には、会計帳簿の添付は明記されておりませんが、早急に会計帳簿の添付を加えられるよう、求めます。

2. 使途基準案策定過程の透明化を求めます。

使途基準案について、2007年12月10日に議会運営委員会から議長充てに答申がなされた、と聞き及んでおります。しかし、そもそも答申案は非公開の議会運営委員会理事会の作業部会で議論され、答申の内容についてさえ情報公開請求しないと市民が見ることができないという、全くの秘密裏に行われてきました。各種報道では、「会議を伴う会食は、会議と一体性・必然性を持つものに限り、限度額は1人1万円」「宿泊費は朝食・夕食を含んだ実費とし、上限は設けない」「自動車リース料は年間80万円が上限」など、とうてい市民が納得できないものが含まれておりますが、このような答申が出たのは市民、県民不在で決められたためと考えられます。しかし、政務調査費の使途については今や政治的に大きな争点となっており、市民、県民の意見抜きに適正支出の理解は得られない状況にあります。

そこで、早急に使途基準案策定過程を透明化され、議論の過程を市民、県民が知ることができるよう、改善を強く求めます。

本件の担当：新海・内田